

2025 年 12 月 17 日

〒437-1621

静岡県御前崎市御前崎 35 番地

静岡エネルギー株式会社

代表取締役 藪田 晃彰様

〒276-0020

千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号

株式会社地域新聞社

代表取締役 細谷 佳津年

質問状

株式会社地域新聞社（以下「当社」といいます。）は、2025 年 8 月 31 日時点の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）に記載された一部の株主（以下「本特定株主ら」といいます。）に関し、当社が 2022 年 10 月 24 日開催の取締役会においてその導入を決議し、同年 11 月 24 日開催の当社第 38 期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）に定める「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」（いわゆる共同協調行為）に該当する行為が行われている疑いがあると判断しました。

そこで、当社は、2025 年 11 月 10 日開催の当社取締役会において、①本特定株主らによる共同協調行為の存否に関する判断に向けた検討手続を開始することを決議するとともに、②本買収防衛策に関して設置された独立委員会に対して、本特定株主らによる共同協調行為が行われていると認定することの是非について諮問する旨を決議いたしました。

さて、貴社は、本株主名簿において、当社株式 106,200 株（2.84%）を保有する株主として記載されておりますところ、当社取締役会は、貴社が本特定株主として当社株式の買集めに関与した可能性を認識しております。

つきましては、当社において貴社が他の株主との間で共同協調行為を行っているか否かを判断するために必要な情報と考える下記の各事項につきまして、**2025 年 12 月 24 日（水）までに書面にてご回答**くださいますようお願い申し上げます。ご回答の際は、署名・押印のうえ、当社宛に書面でご提出ください。

なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

記

（１） 当社株式の取得経緯

- ・ 当社株式の取得経緯、取得開始時期、取得目的、取得資金の出所（資金提供者名・調達方法を含む）、取得開始日から本質問状受領日までの間における当社株式の取得及び処分（貸株、借株及び

空売りを含みます。)の状況並びにその経緯。なお、資金提供者が法人である場合、当該法人を実質的・究極的に支配する自然人まで遡って資金提供者をご回答ください。

- ・当社株式の保有に関する現時点での方針（追加取得・保有・処分の予定を含む）。

(2) 当社株式に関する意思連絡の有無

- ・第三者との間で、株式取得・議決権行使・提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的内容、関与時期及び関係者。
- ・貴社と①バイオセラミック株式会社（以下「バイオセラミック」といいます。）、②合同会社 Happy horse（以下「Happy horse」といいます。）、③KING 有限責任事業組合、④MTM Capital 株式会社（以下「MTM Capital」といいます。）、⑤野本豊氏、⑥鈴木祥元氏、⑦株式会社日本シーサプライ（以下「日本シーサプライ」といいます。）及び⑧中谷正和氏を含む当社の特定の株主がいずれも本総会の基準日直前の2025年7月から8月の間に相当数の当社株式を取得し、かつ、同年10月下旬に一斉に当社株式を処分しており、この頃、日本証券金融株式会社名義の当社株式が大幅に増加しております。この状況を踏まえて、当社株式の取得・処分等に関する意思連絡の有無及びかかる意思連絡がないということであれば、このような取得及び処分の時期が重なったことについての合理的な理由をご説明ください。
- ・貴社取締役である藪田晃彰氏及び藪田洋平氏が共に取締役を務める①日本シーサプライ並びに、以下のとおりピクセルカンパニーズ株式会社（以下「ピクセルカンパニーズ」といいます。）との間で資本関係、人的関係及び取引関係が認められる¹GFA 株式会社（現 abc 株式会社。商号変更の前後を問わず、以下、「GFA」という。）に関する取引に関与していること等から一定の関係が存在

¹ ①GFA の片田朋希・現専務取締役が2024年12月31日現在でピクセルカンパニーズの大株主に登場（第6位株主、持株割合0.971%）していること（ピクセルカンパニーズの2025年3月13日付け「第39期定時株主総会招集通知」(<https://pixel-cz.co.jp/wp-content/uploads/2025/03/%E7%AC%AC39%E6%9C%9F%E5%AE%9A%E6%99%82%E6%A0%AA%E4%B8%BB%E7%B7%8F%E4%BC%9A%E6%8B%9B%E9%9B%86%E9%80%9A%E7%9F%A5.pdf>)参照)、②GFA の松田元・現代表取締役社長がピクセルカンパニーズの社外取締役であり、GFA の片田朋希・現専務取締役がピクセルカンパニーズの元社外取締役であること（同招集通知参照）、③ピクセルカンパニーズとGFAは2024年12月6日にAI特化型データセンター事業の構築を目指す基本合意契約を締結していること（両社の同日付け「GFA 株式会社とピクセルカンパニーズ株式会社との基本合意契約締結に関するお知らせ」(https://www.gfa.co.jp/gfa_wp/wp-content/uploads/2024/12/GFA%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%A8%E3%83%94%E3%82%AF%E3%82%BB%E3%83%AB%E3%82%AB%E3%83%B3%E3%83%91%E3%83%8B%E3%83%BC%E3%82%BA%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%A8%E3%81%AE%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E5%90%88%E6%84%8F%E5%A5%91%E7%B4%84%E7%B7%A0%E7%B5%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf)参照)、④GFAは、2024年12月24日付けで、株式会社 Your Turn から、ピクセルカンパニーズの新株予約権37,000個を1,709万4,000円で譲り受けていること（ピクセルカンパニーズの2024年12月24日付け「第15回新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ」(<https://pixel-cz.co.jp/wp-content/uploads/2024/12/%E7%AC%AC15%E5%9B%9E%E6%96%B0%E6%A0%AA%E4%BA%88%E7%B4%84%E6%A8%A9%E8%AD%B2%E6%B8%A1%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf>)参照)等から、GFA とピクセルカンパニーズとの間には資本関係、人的関係及び取引関係が認められます。なお、ピクセルカンパニーズは、2025年4月25日に同社の連結子会社が同社の元代表取締役の吉田弘明氏（以下、「吉田氏」という。）に対して実質的に貸し付けていたことや吉田氏の借入金をピクセルカンパニーズが連帯保証していたことを有価証券報告書に記載しなかったこと等を理由に金融庁から課徴金納付命令を受けています（2025年4月25日付け「ピクセルカンパニーズ（株）における有価証券報告書等の虚偽記載等に対する課徴金納付命令の決定について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250425-2.html>)及びピクセルカンパニーズの2024年11月13日付け「(開示事項の経過) 特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」(<https://pixel-cz.co.jp/wp-content/uploads/2024/11/%E9%96%8B%E7%A4%BA%E4%BA%8B%E9%A0%85%E3%81%AE%E7%B5%8C%E9%81%8E%E7%89%B9%E5%88%A5%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E3%81%AE%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E5%8F%97%E9%A0%98%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf>)参照)。

することが合理的に疑われる②合同会社 YN 企画（以下「YN 企画」といいます。）、③バイオセラミック、④Happy horse、⑤KING 有限責任事業組合、⑥中谷正和氏、⑦野本豊氏、⑧鈴木祥元氏、及び⑨MTM Capital に関しては、これら①から⑨までの者との間の関係（出資関係、資金の貸借関係、役員兼任関係、親族関係、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係及び一方の従業員、組合員その他構成員が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係を含むが、これに限らない。）及びこれらの者との間における当社株式の取得・議決権の行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその詳細についてご回答ください。

(ア)株式会社イメージワン（以下「イメージワン」といいます。）の 2025 年 7 月 17 日付け有価証券届出書によれば、バイオセラミックの**櫻井重彰氏**（同氏は YN 企画及び情報システム総合研究所の代表者も務めている）は、イメージワンによる Seacastle Singapore Pte. Ltd 及び GFA に対する 2025 年 8 月 4 日を割当日とする株式及び新株予約権による第三者割当増資に関して、GFA の専務取締役である片田朋希氏から第三者割当増資の引受けについて相談を受けて、バイオセラミックから GFA に対する貸付けを行っていること

(イ)GFA の 2023 年 8 月 14 日付け「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」によれば、Happy horse の代表社員であった東博文氏が当時 GFA の代表取締役であった片田朋希氏から打診を受けて、Happy horse は、GFA による 2023 年 8 月 31 日を払込期日とする第三者割当による新株発行を引き受けていること

(ウ)KING 有限責任事業組合の組合員である**相良健志氏**は、Happy horse の事務上の連絡先及び担当者であり、同氏の住所が Happy horse の本店所在地になっていること（Happy horse の共同保有者である山上豊氏が 2024 年 10 月 18 日に提出した株式会社オーネックス株式に係る変更報告書 No. 13 参照）

(エ)KING 有限責任事業組合の組合員である**相良健志氏**と情報システム総合研究所の取締役である**菊本博之氏**が組合員であった**サステナブル有限責任事業組合**は、①GFA に対して 2022 年 4 月 28 日に 1 億円の貸付けを行っており（GFA の 2022 年 4 月 28 日付け「資金の借入に関するお知らせ」参照）、同年 3 月 31 日現在で GFA の第 2 位株主（持株割合 4.29%）であったこと（GFA の 2022 年 6 月 29 日付け有価証券報告書参照）、②GFA の現・代表取締役社長である松田元氏がかつて代表取締役社長を務め（2018 年 7 月～2020 年 4 月）、現在 GFA の取締役を務める杉浦元氏が 2022 年 8 月から現在まで代表取締役社長を務めている他、2025 年 9 月から GFA の現・専務取締役である片田朋希氏が社外取締役を務める株式会社オーケーウェブ（旧社名・オウケイウェイブ：以下、「オウケイウェイブ」といいます。同社の 2025 年 6 月末現在の第 2 位株主は GFA（持株割合 5.31%）、第 9 位株主は杉浦元氏（同 1.65%））（注 6）につき、2022 年 6 月末現在（第 1 位株主、持株割合 3.86%）から大株主であり、その後も確認できる限り 2023 年 12 月 31 日現在まで一貫して大株主（第 3 位株主、持株割合 2.24%）であったこと（オーケーウェブの 2022 年 9 月 30 日付け有価証券報告書から 2024 年 2 月 13 日付け第 2 四半期報告書までの各報告書等参照）、③現在 GFA の取締役を務める杉浦元氏が 2022 年 3 月から 2023 年 5 月まで社外取締役を務めていた株式会社エスポア（以下、「エスポア」といいます。）につき、2022 年 2 月末現在（第 4 位株主、持株割合 5.98%）から大株主であり、その後も確

認できる限り 2024 年 2 月末現在まで一貫して大株主（第 5 位株主、持株割合 5.34%）であったこと（エスポアの 2022 年 5 月 30 日付け有価証券報告書から 2024 年 5 月 29 日付け有価証券報告書までの各報告書等参照）

(オ)中谷正和氏はソラ合同会社と本店所在地が同一のソラ株式会社の代表取締役を務めているところ、ピクセルカンパニーズの 2023 年 3 月 6 日付け「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」によれば、ソラ株式会社は水たまり投資事業組合の業務執行組合員であり、ピクセルカンパニーズの 2025 年 3 月 31 日付け第 39 期有価証券報告書によれば、同組合はピクセルカンパニーズ株式を 2,203,200 株（2.38%）保有していること

(カ)ピクセルカンパニーズの 2025 年 8 月 14 日付け第 40 期中半期報告書によれば、貴社の代表取締役であるの**藪田晃彰氏**は、2025 年 6 月末現在でピクセルカンパニーズの第 3 位株主（持株割合 1.07%）として登場すること

(キ)野本豊氏は、単独で、また、**(鈴木祥元氏と共に秀文社印刷株式会社（以下「秀文社印刷」）の代表取締役を務め、同住所に居住する²⁾ 鈴木伸幸氏と共に、ファーストメイク・リミテッド株式会社（以下「ファーストメイク・リミテッド」といいます。）³⁾に金銭を貸し付けていること⁴⁾**

(ク)菊本博之氏は、ファーストメイク・リミテッド監査役（代表取締役は前一明氏）であるところ、菊本博之氏は、北日本紡績株式会社（以下「北日本紡績」といいます。）による 2021 年 7 月 21 日付け「第三者割当による新株式発行並びに新株予約権発行に関するお知らせ」（<http://ke.kabupro.jp/tsp/20210721/140120210721470080.pdf>）において、**令和キャピタル有限責任事業組合（以下「令和キャピタル」といいます。）**の出資者として記載されているところ、令和キャピタルは、GFA の 2021 年 5 月 21 日付け有価証券届出書（<https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/searchdocument/pdf/S100LDPI.pdf>）において、新株及び新株予約権の払込みに要する財産について、**株式会社和円商事（以下「和円商事」といいます。）**からの借入金を原資としている旨が記載されていること。

(ケ)GFA の現・専務取締役である片田朋希氏が株式会社 M&J を通じてフィナンシャル・アドバイザーを務めた**ミナトホールディングス株式会社（以下「ミナトホールディングス」といいます。）**が 2016 年 2 月 4 日に行った大規模第三者割当増資の引受人は、合同会社 PTB、和円商事、Brilliance Multi Strategy Fund、Brilliance Hedge Fund、有限会社 Cyberize（取締役：戸部日

2 秀文社印刷の法人登記簿参照。

3 ファーストメイク・リミテッドは、①金融商品仲介業として行った既発行株式に係る勧誘行為が、金融商品仲介業以外の業務（アドバイザー業務）で取得した法人関係情報を利用して行ったものであって、法人関係情報の管理にも不備があるとして、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）66 条の 14 第 1 号ニ、金商法 40 条 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令 123 条 1 項 5 号、金商法 66 条の 15 が準用する同法 40 条 2 号に基づく同府令 281 条 3 号にそれぞれ該当したとして、②また、その代表者である前一明氏が、併せて、株式会社オプトロムによる有価証券届出書の虚偽記載への加担（増資引受先紹介者としての名義貸し＝真の紹介者である株式会社ヴォロンテの名前を伏せるための名義貸しの承諾）につき、金商法 51 条に該当したとして、2016 年 3 月 28 日、証券取引等監視委員会の勧告に基づき、関東財務局より 3 か月間の金融商品仲介業の業務停止命令を受けているところです（2016 年 3 月 25 日「ファーストメイク・リミテッド株式会社に対する行政処分について」（<https://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160325-5.html>）及び「証券取引等監視委員会の活動状況（平成 28 年 6 月）」219～220 頁参照）。

4 2014 年 9 月 9 日付けで提出されたファーストメイク・リミテッドによるミナトエレクトロニクス株式会社株式に係る大量保有報告書、2015 年 12 月 15 日付けで提出されたファーストメイク・リミテッドによるミナトホールディングス株式会社株式に係る大量保有報告書参照。

登志氏)及び株式会社Financial Bridge(代表取締役:中野智之氏)であり、この件では、ファーストメイク・リミテッドが和円商事及び有限会社Cyberizeをミナトホールディングスに紹介したとされていること⁵

(ケ)MTM Capitalは、当社株式596,200株(15.94%)を2025年10月20日にYN企画に対して全て譲渡していること

(3) 当社経営への関与方針

- ・当社に対する提案行為又は経営関与(取締役選任、資本提携、事業提携等)の意図の有無。
- ・今後、当社経営方針に関する発言や議案提案を行う予定の有無。

(4) アクセスジャーナル記事に関するご認識の確認

- ・当社に対する「ウルフパック戦術」による「経営権奪取」に関して、2025年11月23日付けで『地域新聞社』プロキシ・ファイトで浮上した、あの犬塚弁護士の利益相反疑惑!?!と題するアクセスジャーナル記事(以下「本記事」といいます。)が掲載されていることが確認されております。本記事によれば、当社は「ウルフパック戦術で経営権奪取をされそうになっている」ところ、「X氏」を含む「この乗っ取りを仕掛けている側の複数の関係者」からアクセスジャーナルに告発があったとのことですが、貴社によるかかる「ウルフパック戦術」及び「経営権奪取」への関与の有無及びその詳細をご回答ください。
- ・また、アクセスジャーナルに告発を行った「この乗っ取りを仕掛けている側の複数の関係者」ないし「X氏」について心当たりがあれば、①当該人物の氏名、②当該人物が法人その他他人名義で当社株式を保有している場合にはその名義、③当該人物と貴社との間の関係についてご回答ください。
- ・本記事によれば、当社に対するウルフパック戦術による経営権奪取に関する「本尊」(なお、本記事によれば当該人物はアクセスジャーナルの記事に何度も取り上げられているとのことですが、かかる「本尊」について心当たりがあれば、その氏名及び貴社との関係についてご回答ください。

(5) 2025年11月30日開催の当社第41期定時株主総会(以下「本総会」といいます。)における議長交代動議について

- ・バイオセラミックは本総会において、議長の不信任及び議長を細谷氏から櫻井重彰氏へと交替することを求める動議を提出し、これが否決されると、MTM Capitalの取締役である能勢元氏が当該動議について投票の方法による採決の実施を要請しましたが、当該動議は再度否決されました。その後、貴組合の相良健志氏も、当該動議について、大株主が反対している中で拍手で採決を行うのは違法であるため、投票の方法により採決を行うべきであるとの意見を述べました。さらに、MTM Capitalの能勢元氏は、自らが議長交代動議に賛成である旨の意見を表明すると、貴組合、バイオセラミック及びHappy horseを順次指名してこれらの株主が議長交代動議に賛成であることを議場で確認されました。その直後、中谷正和氏も、議長交代動議の採決方法は違法であった旨及び自らも議長交代に賛成である旨を述べました。本総会における以上の経過に鑑みると、バイオセラ

5 ミナトホールディングスの2016年1月19日付け「第三者割当による新株式及び第5回新株予約権発行に関するお知らせ」(<https://www.minato.co.jp/cms/wp-content/uploads/2018/09/160119.pdf>) 参照

ミック及び同社取締役の**櫻井重彰氏**、MTM Capital 及び同社取締役の**能勢元氏**、KING 有限責任事業組合及び同組合の組合員である**相良健志氏**、Happy horse 及び同社の代表社員である**東博文氏**、並びに**中谷正和氏**は、本総会における株主権の行使等について協調的な行動を取っていたものと考えられますが、貴社がこれらの者との間で行った議長交代動議を含む本総会に関する意思連絡の詳細（意思連絡の時期、内容を含みます。）についてご教示ください。

(6) 本総会における取締役候補者差し替えの修正動議について

- ・バイオセラミックが当社宛てに送付し、バイオセラミックのウェブサイト上でも開示している2025年11月25日付け「第41期定時株主総会における修正動議提出のお知らせ」において、バイオセラミックは本総会の「第2号議案 取締役5名選任の件」に関して、候補者である細谷佳津年氏（以下「細谷氏」といいます。）についてバイオセラミックの代表取締役である**櫻井重彰氏**に差し替える旨の修正動議を提出する予定である旨を公表し、これを前提に委任状勧誘を実施していました。しかし実際には、バイオセラミックは、本総会において当該議案に関して細谷氏、齋藤律子氏及び田中康郎氏の3名の候補者に代えて**櫻井重彰氏**、**相良健志氏**（貴組合の組合員）及び**村上泰基氏**（ピクセルカンパニーズの取締役）の3名の選任を求める修正動議を提出しました。この点、バイオセラミックによる取締役候補者差し替えの修正動議の予告及び本総会当日の修正動議の提出に関して、バイオセラミックその他の当社株主（本質問状に氏名・名称が記載されている株主を含みますが、これに限りません。）との間で行った意思連絡の有無及びその詳細（意思連絡の当事者、時期、内容を含みます。）についてご教示ください。

(7) バイオセラミックの委任状勧誘に応じた株主について

- ・貴社は、本総会に関してバイオセラミックに委任状を提出しておりますが、同じくバイオセラミックに対して委任状を提出した株主のうち**野本豊氏**、**鈴木祥元氏**及び**日本シーサプライ**との間における本総会における株主権行使に関する意思連絡の有無及びその詳細についてご回答ください。

(8) 株式会社NOX（以下「NOX」といいます。）との関係等について

- ・本総会においてNOXの**篠原猛氏**は、「私の名前も手紙の中に入れられた」、「まず一番にアクセスジャーナル。私の名前を書いて、アクセスジャーナルに確認とってこれ出したんですか。これ誰が書いたの、文章は」、「アクセスジャーナルに今回書いた紙、アクセスジャーナルに確認をとって文章を書いたのか、私の名誉棄損なんです。それを平気に書いたのはあなたが書いたんでしょ」等と発言しました。本総会においてバイオセラミックが行った取締役候補者差し替えの修正動議は、本記事記載の「ウルフバック戦術」による「経営権奪取」に該当する行為であることが合理的に疑われますが、貴社とNOX及び**篠原猛氏**との間の関係、並びに、当社株式の取得・議決権の行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその詳細についてご回答ください。

(9) 東野綾太氏による取締役等の職務執行停止及び職務代行者選任の仮処分命令申立てについて

- ・**東野綾太氏**は、2025年12月5日付けで上記(5)の議長不信任動議に関する細谷氏の議事進行に議事整理権限の逸脱・濫用があったこと等を理由として、細谷氏を含む当社取締役の職務執行停止及び職務代行者選任を求める仮処分命令を千葉地方裁判所に申し立てています。本総会における

議長不信任動議及び取締役選任議案に関して本総会の結果を争う動機を有しているのは、議長不信任動議に賛成し、取締役選任に係る会社提案議案に反対した株主及びバイオセラミックに対して委任状を提出した株主であると考えられますが、①貴社と東野綾太氏との間の関係及び②貴社が東野綾太氏との間で行った当社株式の取得・議決権の行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその詳細についてご教示ください。

以 上